

## 泉南市マスコットキャラクター「泉南熊寺郎」着ぐるみ貸出要綱

平成 27 年 4 月 20 日  
平成 31 年 4 月 24 日

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、泉南市マスコットキャラクター「泉南熊寺郎」(以下「せんくま」という。)の着ぐるみを貸し出すことにより、泉南市(以下「本市」という。)を広く PR するため、着ぐるみの貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (着ぐるみの種類)

第 2 条 貸出しの対象となる着ぐるみは、せんくまとする。

### (着ぐるみの貸出し)

第 3 条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項に規定する貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて 5 日以内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

### (貸出承認申請)

第 4 条 着ぐるみの借受けを希望する者(以下「希望者」という。)は、あらかじめ着ぐるみ貸出承認申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して、2 部市長に提出し、希望者はその承認を受けなければならない。

2 申請書を、着ぐるみの借受けをしようとする日の 3 ヶ月前から 3 日前までに提出しなければならない。

### (貸出しの承認)

第 5 条 市長は、申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認する。

- (1) 本市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみを欠損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 希望者が自らの営利活動を主な目的として使用するとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教法人を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (6) その他着ぐるみの管理上支障があるとき。

2 前項の承認は、承認書(様式第 1 号)により行う。

### (遵守事項)

第 6 条 前条第 1 項の承認を受けた者(以下「借受者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 別紙「泉南熊寺郎 着ぐるみ取扱説明書」の記載事項に従って使用すること。
- (4) その他市長が別に定める条件に従って使用すること。

### (承認の取消し等)

第 7 条 市長は、借受者が前条各号に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、当該借受者の以後の貸出承認申請について、承認しない。

2 市長は、借受者が前項に規定する処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

### (原状回復)

第 8 条 借受者は、借り受けた着ぐるみを汚損したときは、当該借受者の責任と負担により補修又はクリーニングを行い、当該着ぐるみを原状に復しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、借受者は、市長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、これに応じなければならない。

### (免責)

第 9 条 市長は、着ぐるみの貸出しにより借受者が被った損害及び借受者の着ぐるみの使用により第三者が被った損害については、その補償の責めを負わない。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。